

## 1. 事業の概要

事業の名称	大河原中学校屋内運動場増改築事業
事業の内容	<p>【概要】現在の大河原中学校屋内運動場を同一敷地内に建替（新築）する。</p> <p>建物構造：鉄骨造一部2階建て</p> <p>延床面積：1,800 m<sup>2</sup>程度</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の施策である国土強靱化事業を利用し、令和4年度までに整備する。</li><li>・整備期間が決まっていることから、既存の屋内運動場を利用しながら、建て替え計画を遂行する必要がある。</li></ul> <p>【上位計画との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第6次長期総合計画 前期基本計画</li><li>・大河原町教育振興基本計画</li><li>・公共施設等総合管理計画</li><li>・国土強靱化事業(文科省補助事業 危険改築事業)</li></ul>
事業の目的	<p>屋内運動場を増改築することにより、現在の学校教育の問題点及び施設の安全面を改善し、将来の学校教育に適した施設とする。</p> <p>また、災害時の避難所施設であることから、防災機能を有した施設として、安全で安心できる学校施設を整備する。</p>
事業計画の背景	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和39年に建設した現屋内運動場は、経年劣化が著しく、建設経過年数は55年である。</li><li>・既存床面積は、1,156 m<sup>2</sup>であるが、現基準による必要面積は、1,511 m<sup>2</sup>必要とされ、その他大規模校としての、必要な付帯施設等を併せて整備すると、延床面積1,800 m<sup>2</sup>以上の体育館を建築する必要がある。</li><li>・現体育館には、トイレ及び水飲み場がなく、施設利用には不便さを感じる。また、バリアフリー法など、現行法規に適合しない部分もあり改善する必要がある。</li><li>・避難可能な公共施設とするため、誰もが使いやすい施設に改善する必要がある。</li></ul> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現行基準の屋内運動場として、スムーズな学校運営(体育の時数の確保など)が期待できる。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災機能を有する施設となることから、地域住民の防災拠点として、安全で安心できる施設となる。</li> <li>・地域住民の体育施設として、町民の健康増進も期待できる。</li> </ul>
これまでの取組状況	<p>H31年2月 政策企画会議にて協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の改修事業に対する国の「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」適用についての検討</li> </ul> <p>H31年3月 3月議会全員協議会にて議員へ説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化事業概要、将来スケジュール等について説明</li> </ul> <p>H31年3月 第6次大河原町長期総合計画に計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の長寿命化・改築の推進として明記</li> </ul> <p>「特に、大河原中学校体育館は、築50年以上経過していることから、給食センターの新築移転後に、建て替え計画を進めます。」</p> <p>R元年6月 R2年度事業開始に向けた、国への計画要望を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業採択に向けた計画の提出</li> </ul> <p>R元年8月 大河原町大河原中学校屋内運動場耐力度調査完了、将来計画策定業務完了</p> <p>R2年1月 危険改築として宮城県と内容確認を行い了承済み（補助事業採択要件）</p>
今後のスケジュール	<p>① 建替えに伴う調査検討 ～R2年3月</p> <p>② 基本設計、実施設計 R2年5月～R2年12月 (検討委員会、計画説明会含む)</p> <p>③ 建設工事・工事監理 R3年1月～R4年3月</p> <p>④ 供用開始予定 R4年4月</p> <p>⑤ 既存体育館解体工事 R4年5月～R5年3月</p> <p>⑥ 屋外環境整備（駐車場等整備）R5年4月～R6年3月</p>

## 2. 事業内容

用地関係	予定地	大河原町字東1番地（大河原中学校敷地内）
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 済・未 <input checked="" type="checkbox"/> 町有地・民有地買上・その他（ ）
	敷地面積	5,000 m <sup>2</sup>
	規制の状況	規制区域 都市計画区域 未線引き区域 用途 第一種中高層住居地域 建ぺい率 60% 容積率 150% その他 下水道処理区域

建設関係	事業規模	≪事業面積≫ 鉄骨造 延床面積 1,800 m <sup>2</sup> 程度 渡り廊下、備蓄倉庫、太陽光発電設備 ≪主要施設≫ 中学校屋内運動場
工事関係	事業規模	≪延長、面積、構造等≫ ・外構工事（駐車場整備等 3,000 m <sup>2</sup> ） ・解体工事（1,200 m <sup>2</sup> ）

### 3. 事業費

建設費又は 工事費 A	調査費・設計費（R2年） （地質調査、基本設計、実施設計） 建設費（R2年～R3年） （体育館建設工事、備蓄倉庫・太陽光発電設置工事、 工事管理費） 既存施設解体費（R4年～R5年） 外構工事費（R5年～R6年） その他（備品等）  合 計	45,000 千円  671,225 千円  26,588 千円 16,800 千円 2,500 千円  <b>762,113 千円</b>
	<b>【財源内訳】</b> 国庫補助金額（危険改築事業 1/3、増築事業 1/2） 学校施設整備事業債（補助対象 100%、交付税 50%） 一般財源（補助対象外分）  合 計	135,258 千円 607,555 千円 19,300 千円  <b>762,113 千円</b>
運営管理費 B	1年間の維持管理費の累計（一般財源） ・人的経費 無し ・修繕、補修関係経費 100 千円 ・運営、管理経費 300 千円 ・光熱水費 600 千円  合 計	1,000 千円
合計 A+B		<b>763,113 千円</b>

- 4 大規模事業評価の実施に関する要綱第6条各号に規定する評価の観点等に基づく評価結果は、次のとおりである。

【評価結果調書】

(1) 事業が社会経済情勢から見て必要であるか。(第1号関係)

学校教育を進める上で、屋内運動場の整備については、体育の授業や部活動等を行い、子ども達の健康づくりと健やかな成長促進のための重要な施設であると考えます。

また、地震・台風・豪雨等の異常気象とも言える大規模災害が多く発生している現代、屋内運動場の避難所施設としての役割について、重要視されています。

このような重要な施設が老朽化による危険な建築物のままでは、安全安心な施設とは言えず、大規模改修よりも建替え事業が必要であると考えます。

(2) 町が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

体育館建設について、民間資金を活用したPFI(BTO方式)も考えられるが、本事業は国の国土強靱化事業の補助事業や起債事業を活用しての建替え事業を考えており、町の財政負担を抑制することができます。また、PFI方式を選択した場合、整備手法、事業者選定等の協議・評価期間を必要し、事業期間の長期化となり、国土強靱化事業の活用ができなくなります。このことから、民間よりも町が主体となることは、適切であると思われま

(3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。(第3号関係)

既存施設については築55年が経過し、老朽化が進んでいる状態であります。また、外壁については特に老朽化しており、外壁落下等の危険のおそれがあるため建替えが必要な時期に来ています。未来を担う生徒達の為に、現行法規の基準に対応した安全安心な施設を早急に建設する必要があります。

(4) 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

学校体育館の整備手法については、国の補助事業を活用しての設計、建設、運営業務を個別に契約する「従来方式」が、財政面の負担も軽減できることから最も適していると思われま

(5) 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

文部科学省の整備指針においても、「学校の屋内運動場については、生徒の円滑な利用が図られる位置に計画することが重要である。」と記述されており、学校敷地内の校舎に隣接した場所への建設が適切である。また、当地域については、ハザードマップの浸水区域に指定されておりますが、浸水等の水害が想定される時は、校舎への垂直避難も迅速に対応できることから校舎の隣接地を建設候補地としております。

**(6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)**

現体育館が、老朽化による施設の建替えが急務となっている現状において、今回の建替え事業は、町民の災害時の安全安心な避難所としての機能を備えた施設として、より良い効果を得ることができると考えております。

**(7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)**

今回の事業については、学校敷地内での建替え事業であり、これまで同様、周辺住民への騒音等の影響は少ないと考えられます。また、現在駐車場が少なく、道路の渋滞を招く恐れがありましたが、駐車場についても新たに整備し、路上駐車減少や渋滞解消を図ります。さらに、施設に太陽光パネルを設置する計画であり、省エネルギー化を行います。

**(8) 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策**

少子化傾向にある現在、事業規模に対しての生徒数の確保問題が想定されますが、防災機能を有する安心な施設の整備を行うことは、将来的に町民の移住定住促進にも繋がり、人口減少の抑制になると考えております。また、老朽化した危険な施設は、事業を実施しない場合の方が、危険なリスクが大きいと考えられますので、早急に整備が必要と思われま

**(9) 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)**

事業用地は町有地であるため、土地購入費は不要となっております。なお、基本計画では想定される諸条件から建設費用、維持管理費用を積算しておりますが、建設にあたっては競争原理のもとで制限付き一般競争入札を行うとともに、国庫補助金や地方債を活用して経費の削減に努めます。さらに、既存解体や駐車場整備についても同様に、経費節減のために競争原理のもとで業者の選定等を行ってまいります。

以上のとおり、大河原中学校屋内運動場増改築事業について町が評価を行った結果、適切であると判断した。